

第 4 次静岡県循環型社会形成計画の策定

◎ 計画改定のポイント

区分	第 3 次計画			第 4 次計画(素案)			
計画期間	平成 28～令和 3 年度の 6 年間			令和 4～8 年度の 5 年間			
標語	あ～すのために「もったいない!!」 衣・食・住でゴミ削減 ■ あ～す：「地球」及び「明日」の意			検討中			
コンセプト	県民総参加による循環型社会の形成 ～付加価値化 upcycle を目指して～ ■ これまでの循環型の取組に加えて、更に質の高い循環形成(upcycle)と自然環境づくりに着目した取組を進める。 ■ upcycle：「廃棄材」を「素材」として活用し、「良質な商品」等になる好循環			多様な主体の参加による循環型社会の形成 ～サーキュラーエコノミーへの移行～ ■ 大量（生産・消費・廃棄）から 適量（生産・購入・循環利用）への転換 ■ 各主体・各地域による地域特性を生かした取組を实践（地域循環共生圏：ローカル SDGs）			
目標指標	区分	実績 H25	目標 H32(R2)	区分	実績 R1	目標 R8	
一般 廃棄物	1 人 1 日当たり 排出量(g/人日)	917	815	1 人 1 日当たり 排出量(g/人日) 外国人含む*	885	検討中	
	最終処分率(%) (最終処分量/排出量)	6.3	4.2	最終処分率(%) (最終処分量/排出量)	4.9		
産業 廃棄物	最終処分率(%) (最終処分量/排出量)	1.8	1.8	最終処分率(%) (最終処分量/排出量)	2.2		
取組内容	質の高い循環形成と自然との調和を目指し、3つの基本方針に基づき施策を推進 基本方針 1 循環資源の 3 R の推進 基本方針 2 廃棄物適正処理の推進 基本方針 3 次世代へつなぐ自然環境づくり			資源循環の高度化、自然との調和を目指し、3つの基本方針に基づき施策を推進 基本方針 1 3 R の推進 基本方針 2 廃棄物適正処理の推進 基本方針 3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり			
特徴	主な指標	「量」から「質」 ■ものづくりものづくり県として環境・くらし・産業の調和を図るため、量からから質へ転換する。			廃棄物の排出量の削減 ■ 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の中で、発生抑制を最重視		
	対象	循環型社会形成推進基本法が規定する有価無価を問わない「廃棄物等」 ■発生した廃棄物等についてはその有用性に着目し「循環資源」としてその適正な循環的利用を図る。			従来どおり (これまで「廃棄物」とされていた製品や原材料等を新たな「資源」と捉える)		
	方針	従来の方針に、「次世代へつなぐ自然環境づくり」を追加 ■持続可能な社会を目指すため、自然環境への配慮、環境ビジネスや環境教育・消費者教育を促進する。			■循環させる経済の仕組み（サーキュラーエコノミー）への移行を推進する。 ■世界的問題であるプラスチックの適正利用、適正処理をより一層推進する。		
	3 R 施策の取組	3 R のうち、「2 R (リデュース、リユース)」の取組を更に推進 ■県民が総参加しやすいよう「衣・食・住」からの 2 R を推進する。(一般廃棄物)			3 R のうち、①発生抑制、②再使用、③再生利用の順で取組を推進 ■世界的問題である廃プラ、食品ロスの削減を推進する。		
	連携	他部局施策と連携強化 (バイオマス連携強化、環境保全型農業ほか)			多様な主体との連携強化 (SDGs No17)		